

債権差押命令申立書

●年●月●日

●●地方裁判所 御中

申立債権者代理人弁護士 ● ● ●

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

債権者は債務者に対し別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求めらる。

第三債務者に対し 陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする。

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2 同送達証明書 | 1 通 |
| 3 資格証明書 | 3 通 |
| 4 委任状 | 1 通 |

※申立書には、差押債権目録を記載しなければなりません。保険については専門書でもサンプルがほとんど公開されていないため、専門家である弁護士でも申立に苦勞することが予想されます。このサンプルがご参考になれば幸いです。あくまでサンプルです。申立書の記載内容は事案によって異なるため、専門的知識のある弁護士にご相談されることを強くお勧めいたします。デイト法律事務所の離婚事件チームは離婚問題に関して積極的に情報発信していますので、くわしくはこちらを御覧ください。<https://www.fukuoka-ricon-law.jp/>

当事者目録

- 〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号
債 権 者 ● ● ●
- 〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号 ●●ビル●階
●●●法律事務所（送達場所）
上記債権者代理人弁護士 ● ● ●
電 話 ●●●●-●●●●-●●●●●
F A X ●●●●-●●●●-●●●●●
- 〒●●●●-●●●●● 福岡市●●●●●丁目●番●号（送達場所）
債 務 者 ● ● ●
- 〒●●●●-●●●●● 東京都●●●区●●●●●丁目●番●号
第三債務者 ●●●生命保険株式会社（送達場所）
上記代表者代表取締役 ●● ●●

請求債権目録

(一般債権)

福岡家庭裁判所 ●●年(家ホ)第●●号 離婚等請求事件の執行力のある判決書の正本に表示された下記金員および執行費用

記

1 元金 金●●万円(主文●項関係のもの)

2 執行費用 金1万6405円

(内 訳)

本命令申立手数料	金4,000円
本命令送達料及び同通知費用	金6,437円
本命令申立書作成及び提出費用	金1,000円
判決書正本交付手数料	金2,550円
資格証明交付手数料	金1,800円
送達証明書交付手数料	金150円
執行文再度付与手数料	金468円

合計金●●万●●円(上記1及び2の合計金額)

差 押 債 権 目 録

(第三債務者 ●●生命保険株式会社 取扱い分)

金●●万円

配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権

ただし、債務者(●年●月●日生)
が、第三債務者との保険契約に基づ

き、第三債務者に対して有するにして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

記

- 1 先行する差押え、仮差押のないものと先行する差押え、仮差押のあるものがあるときは、次の順序による。
 - (1) 先行する差押え、仮差押のないもの
 - (2) 先行する差押え、仮差押のあるもの
- 2 担保権の設定されているものとされていないものがあるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 上記1、2に同順位の複数の生命保険契約があるときは、契約日が早いものの順により、契約日が同一のものがあるときには保険証券番号の若い順による。
- 4 配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権がある場合は、次の順序による。
 - (1) 本命令送達日以降支払期の到来する配当金請求権にして、支払期の早いものから頭書金額に満つるまで
 - (2) (1)により完済されないうちに契約が中途解約された場合には、解約返戻金請求権にして(1)と合計して頭書金額に満つるまで
 - (3) (1)により完済されず、かつ、中途解約されないうちに契約が満期を迎えた場合には、満期金請求権にして(1)と合計して頭書金額に満つるまで
ただし、契約が複数ある場合は、
 - ①契約年月日が古い順序
 - ②契約年月日が同一の契約があるときは、保険証券番号の若い順序によることとし、これらの順序による各契約について、上記(1)ないし(3)の債権。
また、契約が複数ある場合には、本命令送達時に各契約を解約した場合の解約返戻金の金額(以下「送達時解約返戻金額」という。)を各契約の差押額とする(上記①②の順に各契約の送達時解約返戻金額を合計した額が頭書金額を超えるときは、その超える額を除く。)。この場合において、上記(1)ないし(3)の「頭書金額」とあるのは、それぞれ「差押額」と読み替える。